

江南市市民協働研究会設置要綱

(目的)

第1条 市民と行政とが市の将来像や目標を共有し、協働で地域経営（まちづくり）を進めるため、江南市市民協働研究会(以下「研究会」という。)を置く。

(組織)

第2条 研究会は、23人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 満18歳以上の者で市内に在住、在勤又は在学している者であって公募に応じた者

(3) 市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域経営における協働促進のための方策や環境整備についての調査、研究等に関すること。

(2) 地域経営の基本原則又は基本理念の検討等に関すること。

(3) その他市民と行政との協働促進に関すること。

(会長)

第4条 研究会に会長を置き、会長は、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を研究会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。